

精神障がい者割引制度の導入について

伊豆箱根鉄道株式会社(本社:静岡県三島市、代表取締役社長:伍堂 文康)は、駿豆線・大雄山線において、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちのお客さまとその介護者の方を対象とした精神障がい者割引制度を4月1日(火)より導入いたします。詳細は下記のとおりです。

記

- 導入日 2025 年4月1日(火)
- 対象者 各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さま
※今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種または第2種が表記される予定です。
- 割引率(現行の身体・知的障がい者割引と同様の予定です。)

	普通券	IC カード※1	回数券	定期券※2
第1種の精神障がい者のお客さまと介護者1名と一緒に乗車する場合	5割引	5割引	5割引	5割引
12 歳未満で第2種の精神障がい者のお客さまと介護者1名と一緒に乗車する場合	-	-	-	5割引
第1種・第2種ともに、精神障がい者のお客さまがお一人で、片道 101km 以上乗車する場合※3 (JR 連絡運輸発売範囲内に限ります。)	5割引	-	-	-

※1 駿豆線はご利用いただけません。

※2 小児定期乗車券を除きます。

※3 大雄山線では、連絡乗車券の発売がないため適用になりません。

- その他 駿豆線で実施しているタッチ決済乗車サービスでは、割引運賃の適用はございません。

- お問合せ 伊豆箱根鉄道株式会社 鉄道部運輸課
TEL.055-977-1207 受付時間 9:30~16:30(土休日を除く)

以 上